

法人県民税（法人税割）の超過課税 適用期限延長のお知らせ

山 口 県

県税につきましては、平素から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本県におきましては、法人県民税の法人税割について超過課税を実施し、昭和51年2月1日から令和8年1月31日の間に終了する事業年度分について適用してきたところです。

引き続き社会福祉及び教育・文化・スポーツ施策の充実を図るため、「山口県税賦課徴収条例」の一部改正を行い、さらに5年間（令和13年1月31日まで）超過課税の適用期限を延長しました。

皆様のご理解とご協力をお願いします。

● 超過課税の概要

超 過 税 率	令和元年9月30日以前に開始する事業年度：4.0% 令和元年10月1日以後に開始する事業年度：1.8%
適用期限等	令和13年1月31日までの間に終了する各事業年度の法人税割
適 用 要 件	次の①から③のいずれかに該当する場合、超過課税が適用されます。 ① 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人 ② 保険業法に規定する相互会社 ③ 法人税割の課税標準となる法人税額が年1千万円（仮決算による中間申告の場合は5百万円）を超える法人

※ 適用要件に該当しない場合は、以下の税率（標準税率）が適用されます。

- ・ 令和元年9月30日以前に開始する事業年度：3.2%
- ・ 令和元年10月1日以後に開始する事業年度：1.0%

◆ お問い合わせ先 ◆

名 称	所 在 地	電 話 番 号
岩国県税事務所	〒740-8516 岩国市三笠町1丁目1-1	0827-29-1504
柳井県税事務所	〒742-0031 柳井市南町3丁目9-3	0820-23-2121
周南県税事務所	〒745-0004 周南市毛利町2丁目38	0834-33-6416
山口県税事務所	〒753-0064 山口市神田町6-10	083-925-5751
宇部県税事務所	〒755-0033 宇部市琴芝町1丁目1-50	0836-21-2112
下関県税事務所	〒751-0823 下関市貴船町3丁目2-1	083-223-7194
萩県税事務所	〒758-0041 萩市江向河添沖田531-1	0838-25-9874
税 務 課	〒753-8501 山口市滝町1-1	083-933-2277
《ホームページ》	https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a10700/index/	

（裏面もご覧ください。）